

議会基本条例特別委員会（第30回）要点録

- 1 日 時 平成23年11月4日(金)9:28~11:30
- 2 出席委員 角田訓也（委員長）、仁科文秀（副委員長）、大本益之、金藤照明、
蔵本隆文、齋藤重雄、田口忠義、原田毅、原田てつよ、森岡聡子
- 3 欠席委員 なし
- 4 場 所 第1委員会室
- 5 内 容
委員長…講演会の流れの確認について。
副委員長の進行でリハーサル、13:30 から開会、議長挨拶、市長挨拶（市長所用のため副市長）、委員長による条例の概略説明、講師紹介、質疑（市民を優先、マイクの用意）、副議長の閉会挨拶。
D委員…今の流れでよい。
H委員…今の流れでよい。
E委員…今の流れでよい。
C委員…手元資料のページを示した上で、講師紹介するのがよい。
B委員…講師紹介の時に、「教授」、「先生」などの呼び方を統一する方がよい。プレゼンの効果音は要らない。質疑の際は、市民が発言しやすいように柔らかく促すほうがよい。
A委員…進行の中で、司会者と概要説明者の紹介が要る。
I委員…委員長の説明をもう少しゆっくりとする方がよいのでは。なお、呼び方については「先生」としたい。
（了承）
C委員…質疑の際に、条例自体への質問はどう扱うか。
委員長…定数、報酬など議会に対する質問があったときの扱いも含め意見を。
D委員…講演以外の個々の質問は受けない方がよい。次年度の意見交換会で扱えばよいことだ。
H委員…同じ。
E委員…最初に、講演以外の質問へは後日お答えしますと言っておく方がよい。
F委員…「ただいまの講演に対して」とあらかじめ制限すべき。
B委員…質問は制限しきれないので、「意見交換会の中で・・・」、「詳細は後ほど伺い・・・」など回答を用意しておくべき。
G委員…前もって講演への質問に制限すべき。
A委員…即答可能な質問に対しては、議会として共通の見解を答え、即答できない質問は承り、「別の場で」と答えればよい。
I委員…行政協力委員長会議でも定数に関する質問があったので、A委員と同じ。
委員長…講演以外への質問を全く受けないのではなく、「承りました。次年度の意見交換会で伺います。」のような対応をとりたい。

(了承)

B委員…即答できない質問は、回答先を書いていただく用紙を用意しておくのがよい。

F委員…先生との質疑応答が終わった後に、それ以外の質問を受けるようにすべき。

B委員…来場者は議会に関心を持たれている。講演以外の質問も大切。

委員長…議員は懇談会があるので、質疑の受けは市民優先としたい。

(了承)。

委員長…講演会配付資料について。

事務局…お配りしている資料を当日用意する予定です。

委員長…講演会周知等の状況について。

事務局…県下市議会、福山市議会、里庄町議会、矢掛町議会、早島町議会、報道機関、行政協力正副委員長57名、代表監査、選管委員長、元議員、執行部（調整会議を通じ案内。動員要請はしていない。）、議会日より、広報かさおかなどのご案内を出しています。現時点で他議会から34人参加の回答があります。また、講演会の録画・放映については、笠岡放送へ本日依頼予定であり、先生の了承もいただいています。

委員長…どの程度の来場者があるか見込めないで、委員の皆さん方も、お知合いに声掛けをお願いします。

A委員…他の行政関係団体にも案内をされたい。

事務局…案内通知を準備している段階での懸念として、受け取る側にしてみれば、固い内容の講演をなぜ急にと感じられ、案内による集客効果は薄いと思います。議員の皆さんがお誘いくださることに勝る方法はないものと考えます。

委員長…とりあえず、各種団体には案内をされたい。議員の皆さんも参加の声掛けをお願いします。

役割分担については、講演までに笠岡の他の議員へお願いする機会がないのでは。

事務局…今月中ごろの3常任委員会で、役割等の確認の時間帯をいただくのがよいと考えます。

E委員…当日の笠岡の議員の出席は。

事務局…原則、全議員が参加されるものと考えています。

委員長…今回の要点記録を送る際に、事務局で確認してはどうか。

F委員…議長名で依頼済なのだから、当日の係責任者が自分の係を確認するのがよい。

委員長…要点記録を送る際に出欠を確認する。常任委員会で各委員長が確認されるとともに、係責任者も確認をされたい。

(了承)

委員長…懇談会について。

I委員…懇談会の進行も準備が要るのではないか。

D委員…先生に伺いたいことをあらかじめ用意しておいては。

委員長…進行は議長・委員長のいずれかも含めて意見を。

事務局…議長が挨拶，委員長が進行とするのがよいのではないのでしょうか。

D委員…委員長にお任せする。

H委員…委員長にお任せする。

E委員…委員長にお任せする。

F委員…議長挨拶，委員長進行，内容は自由に，ざっくばらんにする。

B委員…同様だが，最後に副議長の挨拶を追加。

委員長…議長挨拶，委員長進行，懇談はざっくばらんに行い，副議長挨拶。

(了承)

委員長…要点会議録を送る際に，当日の集合時間，懇談会に出席していただく点を全議員に再度周知されたい。

議長・副議長選挙について。

「選出されようと」の「立候補しよう」とへの変更について，全国市議会議長会への照会の結果を。

事務局…議長会の見解は，「法に抵触する疑いがあると言えず，判断は司法。自治法は，公職選挙法の立候補に関する規定を準用していない。「立候補」は条例には入れない方がよい。」というものです。

D委員…要領では「立候補」を使いたい。

E委員…要領には「立候補」を入れない。

F委員…同じ。

C委員…同じ。

B委員…同じ。

A委員…同じ。

G委員…会派の意見は，この件に関しては，表現上の問題ではなく，立候補制だけを採用し所信表明をしないというもの。そうでなければ，所信表明をしない議員の得票について市民に説明できない。

委員長…立候補，所信表明をしなくても得票は有効である。矛盾のあることは承知しているが，当面このような形でスタートし，必要に応じて見直し進化させるということかどうか。「選出されようとする者」とする。

(了承)

A委員…要領には柔軟性があるので，実践しながら見直せばよい。

G委員…会派意見は，反対するものではないが，記念講演会を機に一段落させ，「別に定める」は細かく決めなくともよいのではないかと，というものだ。

委員長…現段階では，この案のように定め，各議員が所信表明に「努める」ことに期待するしかないと思う。

B委員…議長選の選出過程を市民に示すために議論が始まったはずだ。

D委員…A市議会では，所信表明しない人が得票し，市民に分かりにくいことが起きた。条例が無理なら，申合せなどで所信表明を義務化しなければならないのでは。

事務局…「所信表明するものとする」ならば，要領の表現として無理のないものと考え

えます。

I 委員…「努めるものとする」を「行うものとする」に改めると、候補者を拘束し過ぎることにならないか。

委員長…先生に相談した際は、立候補より所信表明がよいことは伺ったが、所信表明「に努めるものとする」又は「を行うものとする」については伺っていない。所信表明せず選ばれても法的には有効で、ただ共通認識から外れているとしか言えない。あとは笠岡の議員の良識に任すほかない。ここは原案のとおり「努めるものとする。」とし、市民に分かりやすい議長選挙をめざすという姿勢を議会が示すことが大切。いずれの表現にせよ、議員の共通認識を確認してあとは議員の良識に任せるしかない。

前もって所信表明することについて。

D 委員…当日がよい。

E 委員…当日がよい。

F 委員…当日がよい。

C 委員…数日前にしてほしいが、多数意見に従う。

G 委員…委員に任せる。

H 委員…委員に任せる。

B 委員…数日前がよい。所信表明の後、会派に持ち帰って話す時間がほしい。

I 委員…当日がよい。直前での立候補が可能だし、投票に余計な思惑が入らないようにという意味で。

委員長…当日とする。

(了承)

委員長…やってみて、やはり当日以外がよいという意見が出てくれば、そのとき協議いただくこととする。

所信表明の申出（第5条第2項）について。

事務局…一の会期において、議長に落選した方が同じ会期中には副議長に立候補できないという趣旨です。正副議長選挙後、何等かの理由で数箇月後に再選挙しなければならない場合などに備える意味があります。

D 委員…どちらでもよい。

H 委員…どちらでもよい。

A 委員…所信表明できなくても選ばれれば有効なのだから、どちらでもよい。ただし、意見が分かれるときの文章化は慎重にすべき。

C 委員…「一の会期において」を削除する。

B 委員…同じ。

F 委員…原案のとおり残すのがよい。

E 委員…同じ。

I 委員…同じ。

委員長…原案のとおりとする。

(了承)

委員長…第8条の「質疑」について。

D委員…あってよい。所信表明に疑問があるならばよい。

H委員…同じ。

E委員…必要ない。

F委員…必要ない。

C委員…必要ない。

B委員…必要ない。

G委員…必要ない。

A委員…必要ない。

委員長…8条を削除する。

(了承)

委員長…「自治法等との関係」について。

I委員…2項を「有効である」に変える。

C委員…同じ。

D委員…条自体を削除。当たり前のことなのだから。

H委員…どちらでもよい。

C委員…「ことを確認する」というのは要らない。

B委員…条項自体は必要。所信表明した者以外が選ばれた場合、市民に説明しやすい。

G委員…残すなら、「有効である」に変える。

A委員…2項だけ削除。

I委員…条項は必要。表明しない者が選ばれた場合の理由が条文中にあった方がよい。

委員長…条が不要，2項が不要，「有効である」に変更のどれがよいか再度意見を。

D委員…2項のみ削除。

H委員…2項のみ削除。

E委員…2項のみ削除。

F委員…2項のみ削除。ただし，1項の「解してはならない」を分かりやすい表現に。

B委員…表現を直し，2項とも要る。

C委員…表現を直し，2項とも要る。

委員長…2項のみを削除し，1項を「限定するものではない」とする。

(了承)

事務局…申出様式は，流山と井原を参考としました。略歴欄の書き方については，申出者にお任せする箇所です。

A委員…公表をするなら略歴のある方が分かりやすい。

委員長…次回，整理した要領をお示しする。また，議会報告会の開催要領については，配付した資料を参考に，次回までに会派の意見を集約されたい。